中之条町議会議員選挙 及び 中之条町長選挙 用

公費負担（選挙公営）の手引き

（選挙運動用自動車・選挙運動用ビラ・選挙運動用ポスター）

中之条町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、中之条町議会議員選挙及び中之条町長選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目 次

1 公費負担制度とは……2
2 公費負担の種類……2
3 対象となる候補者……2
4 対象となる期間……2
5 公費負担の限度額……2
6 諸手続……4
【1】契約締結と契約届出……4
【2】確認申請……4
【3】使用（作成）証明書の交付……5
【4】費用の請求……5
7 届出書類の事前審査……6
・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）の諸手続について……7
・選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）の諸手続について……9
・選挙運動用自動車の使用（燃料代）の諸手続について……11
・選挙運動用自動車の使用（運転手）の諸手続について……13
・選挙運動用ビラの作成の諸手続について……15
・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について……17

1 公費負担制度とは

この制度は、中之条町議会議員選挙及び中之条町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビラの作成」並びに「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、中之条町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、中之条町の条例及び公職選挙法で上限額等に基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

(1)選挙運動用の自動車の使用

(2)選挙運動用のビラの作成

(3)選挙運動用のポスターの作成

※ポスターやビラは撮影から印刷まで時間を要することから、早めに契約を。

3 対象となる候補者

この公費負担制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆ 町議会議員選挙における供託物没収点・・・有効投票数÷議員定数(15人)×1/10

◆ 町長選挙における供託物没収点・・・有効投票数×1/10

(参考)公選法第93条

4 対象となる期間

立候補の届出のあった日から、選挙期日の前日(＝選挙運動のできる期間)が公費負担の対象期間となります。また、無投票当選となることになった場合は、告示日に限り公費負担の対象期間となります。

◆ 町議会議員選挙及び町長選挙における選挙期間・・・5日間

(参考)公選法第33条⑤、129条

5 公費負担の限度額

(1)　選挙運動用自動車の使用(条例第2条、第3条、第4条、第5条関係)

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額
①　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額(1日について1台に限る)	64,500円/日×5日＝322,500円

② ①に掲げる契約以外の契約の場合	ⅰ 自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計額(1日について1台に限る)	16,100円/日×5日＝80,500円
	ⅱ 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円/日×5日＝38,500 円(選挙期間を通じた上限額)
	ⅲ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額(1日について1人に限る)	12,500円/日×5日＝62,500 円

※ 同日に①と②の両方の契約をしていても、どちらか一方の契約のみが公費負担となります。
(①と②の契約は選択制です。)

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成(条例第6条、第7条、第8条関係)

選挙区分	公費負担額	単価の上限	枚数の上限
町議会議員選挙	(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8円38銭…①	(議員)1,600枚…②
町長選挙			(町長)5,000枚…②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,500枚の作成を41,250円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、41,250円÷5,500枚＝7.5円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、7.5円×5,000 枚＝37,500円が公費対象となり、この額を超える3,750円は候補者負担となります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を42,500円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、42,500円÷5,000枚＝8円50銭になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、8円38銭×5,000枚＝41,900円が公費対象となり、この額を超える600円は候補者負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成(条例第9条、第10条、第11条関係)

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	(586円88銭×72箇所＋316,250円)÷72箇所 ＝4,980円(端数切上)…①	72枚…②

【例1】選挙運動用ポスター100枚の作成を350,000円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、350,000円÷100枚＝3,500円になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、3,500円×72枚＝252,000円が公費負担の対象となります。残りの98,000円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター72枚の作成を316,800円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、316,800円÷72枚＝4,400円になります。この場合は、作成単価は上限以下となり、作成枚数も上限以内となるため、4,400円×72枚＝316,800円（契約額）が公費負担の対象となります。

【例3】選挙運動用ポスター72枚の作成を380,160円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、380,160円÷72枚＝5,280円になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、単価上限4,980円×72枚＝358,560円が公費負担の対象となります。残りの21,600円は候補者の負担になります。

6 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

(1)届 出 先　中之条町選挙管理委員会

(2)届出期日　契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時（告示日）
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

(3)届出書類　各契約に係る契約届出書【様式第1号～第3号】、各業者等との契約書の写し

◆ 注意

ア 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

イ 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1)確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代【様式第4号】・・・金額の制限範囲内であることの確認
・選挙運動用ビラの作成【様式第5号】・・・・・作成限度枚数の確認
・選挙運動用ポスターの作成【様式第6号】・・・作成限度枚数（掲示場数）の確認

(2)確認申請の方法

・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し等を保管してください。

・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3)確認申請書の提出先

・確認申請書は、中之条町選挙管理委員会へ提出してください。

(4)確認書の交付

・申請に基づき、中之条町選挙管理委員会から確認書【様式第7号～第9号】を交付します。

・交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。

・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用(作成)証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」【様式第10号(その1～その3)】を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した契約業者等からの請求に基づき、中之条町から業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1)　請求する際に必要な提出書類

区分			必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合(ハイヤー、タクシー)		①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号(その1)】 ②請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】 ③請求内訳書【様式第13号 別紙(その1)】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号】 ②請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】 ③請求内訳書【様式第13号 別紙(その2)】
		燃料代	①選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】 ②選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第10号(その2)】 ③請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】 ④給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ⑤請求内訳書【様式第13号 別紙(その3)】
		運転手の報酬	①選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第10号(その3)】 ②請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】 ③請求内訳書【様式第13号 別紙(その4)】

選挙運動用ビラの作成	①選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】 ②選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】 ③請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第14号】 ④請求内訳書【様式第14号(別紙)】
選挙運動用ポスターの作成	①選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】 ②選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】 ③請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第15号】 ④請求内訳書【様式第15号(別紙)】

(2)請求書の提出の際の注意

・支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。

・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3)請求書の提出先

提出先　中之条町選挙管理委員会

〒377-0494 中之条町大字中之条町1091番地

TEL 0279-75-8845(直通)

(4)請求期限

請求書は必要な添付書類を添付のうえ、選挙期日から15日以内に提出してください。

7 届出書類の事前審査

各種契約書及び確認申請書については事前審査を行いますので、立候補届出書類の事前審査の際、併せてお持ちください。

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）の諸手続きについて

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

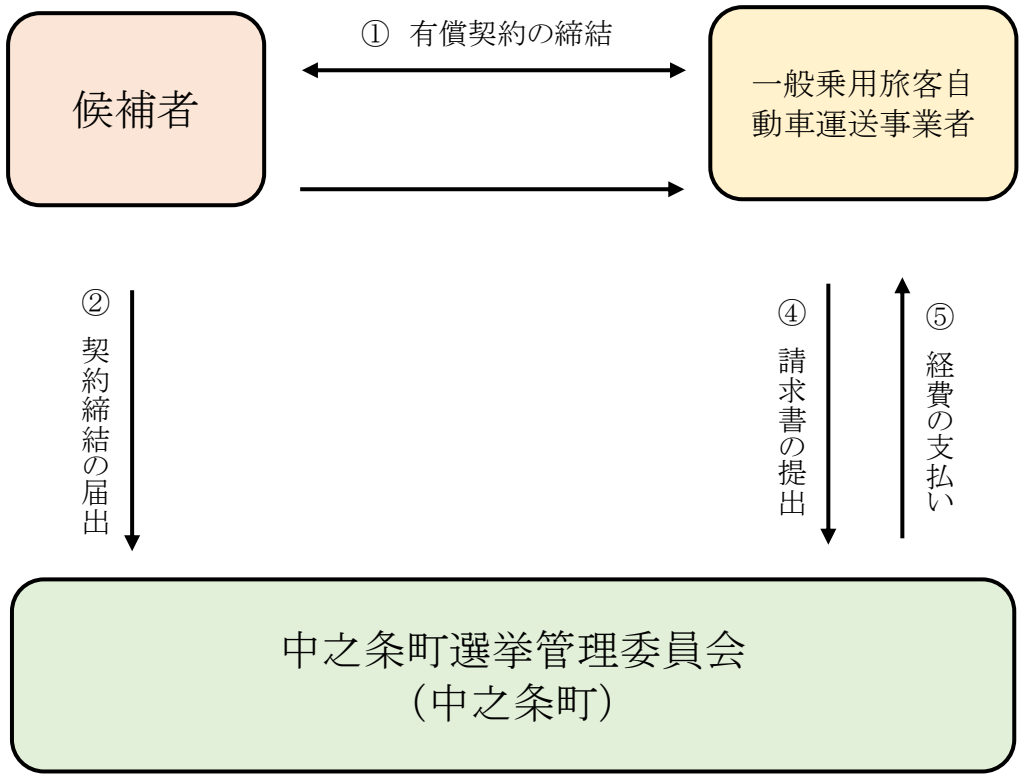
■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ （立候補届出後）	選挙運動用自動車運送契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号(その1)】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【様式第13号 別紙(その1)	

選挙運動用自動車の使用

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	・選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し 車検証の写し
③	使用証明書の交付 （候補者→運送事業者）	・選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 （運送事業者→町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】 ・請求内訳書【様式第13号 別紙(その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長→運送事業者）		

（注意）

1 供託物が没収される候補者の経費については、一般乗用旅客自動車運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）の諸手続きについて

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

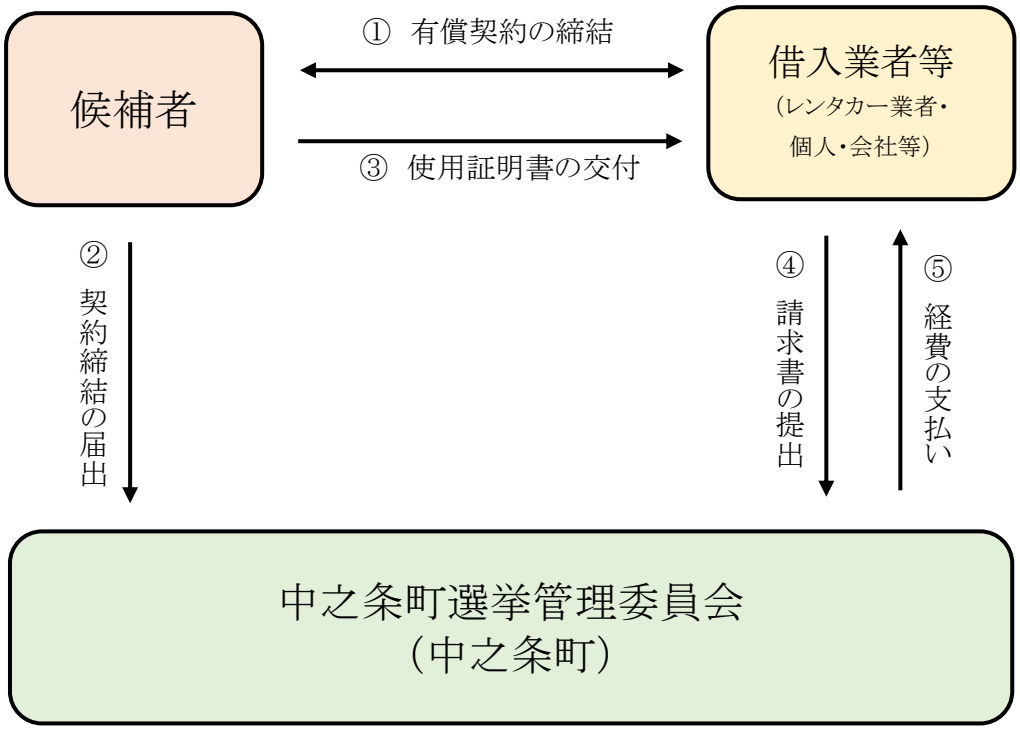
■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ （立候補届出後）	選挙運動用自動車運送契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号(その1)】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【様式第13号 別紙(その2)】	

選挙運動用自動車の使用

（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と借入事業者等）	・選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し 車検証の写し
③	使用証明書の交付 （候補者→借入事業者等）	・選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号(その1)】	
④	請求書の提出 （借入事業者等→町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】 ・請求内訳書【様式第13号 別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長→借入事業者等）		

（注意）

1 供託物が没収される候補者の経費については、借入事業者等は町長へ④の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用(燃料代)の諸手続きについて

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

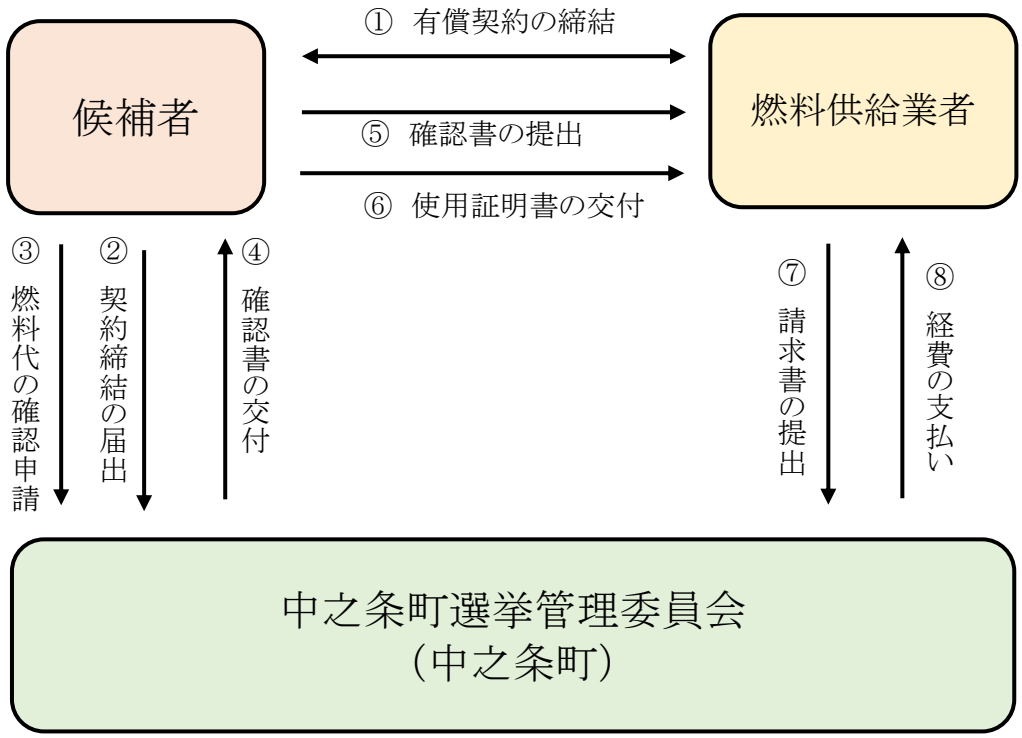
■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ (立候補届出後)	選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第4号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第10号(その2)】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】	
	給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの)	
	請求内訳書【様式第13号 別紙(その3)】	

選挙運動用自動車の使用

（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と燃料供給事業者）	・選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 （候補者→町選管）	・選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 （町選管→候補者）	・選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 （候補者と燃料供給事業者）		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 （候補者→借入事業者等）	・選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第10号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 （燃料供給業者→町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】 ・請求内訳書【様式第13号 別紙(その3)】	⑤の確認書 ⑥の使用証明書及び給油伝票の写し
⑧	経費の支払 （町長→燃料供給業者）		

（注意）

1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（運転手）の諸手続きについて

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

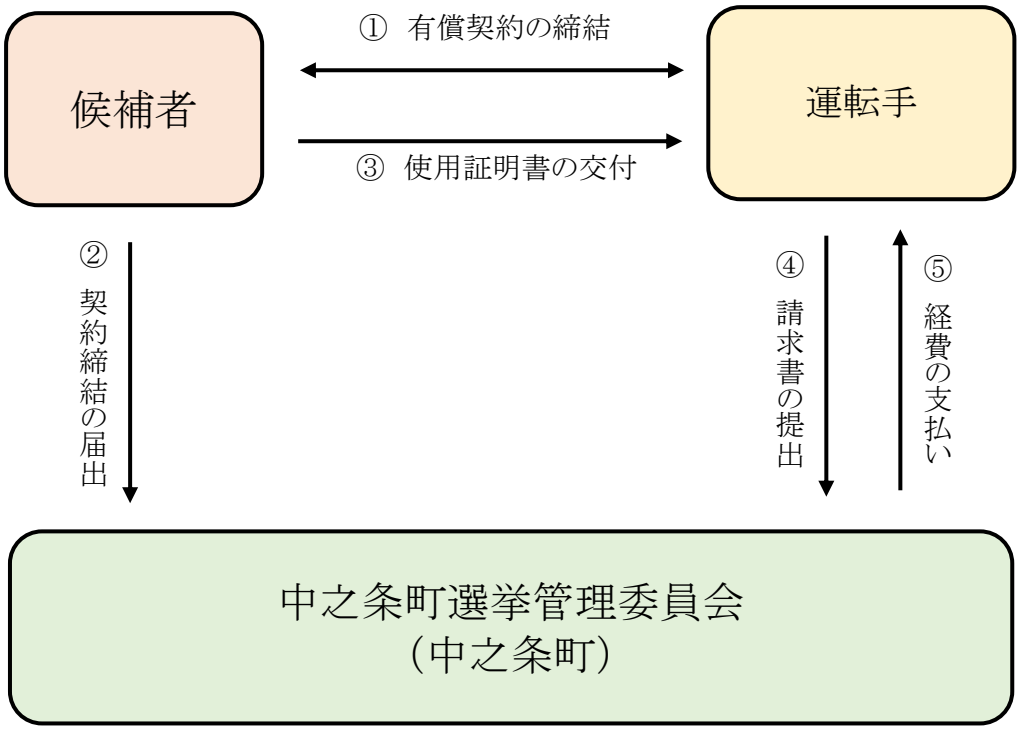
■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ （立候補届出後）	選挙運動用自動車運転契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第10号(その3)】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】	
	請求内訳書【様式第13号 別紙(その4)】	

選挙運動用自動車の使用

（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運転手）	・選挙運動用自動車運転契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 （候補者→運転手）	・選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第10号(その3)】	
④	請求書の提出 （運転手→町長）	・請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第13号】 ・請求内訳書【様式第13号 別紙(その4)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 （町長→運転手）		

（注意）

1　供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。

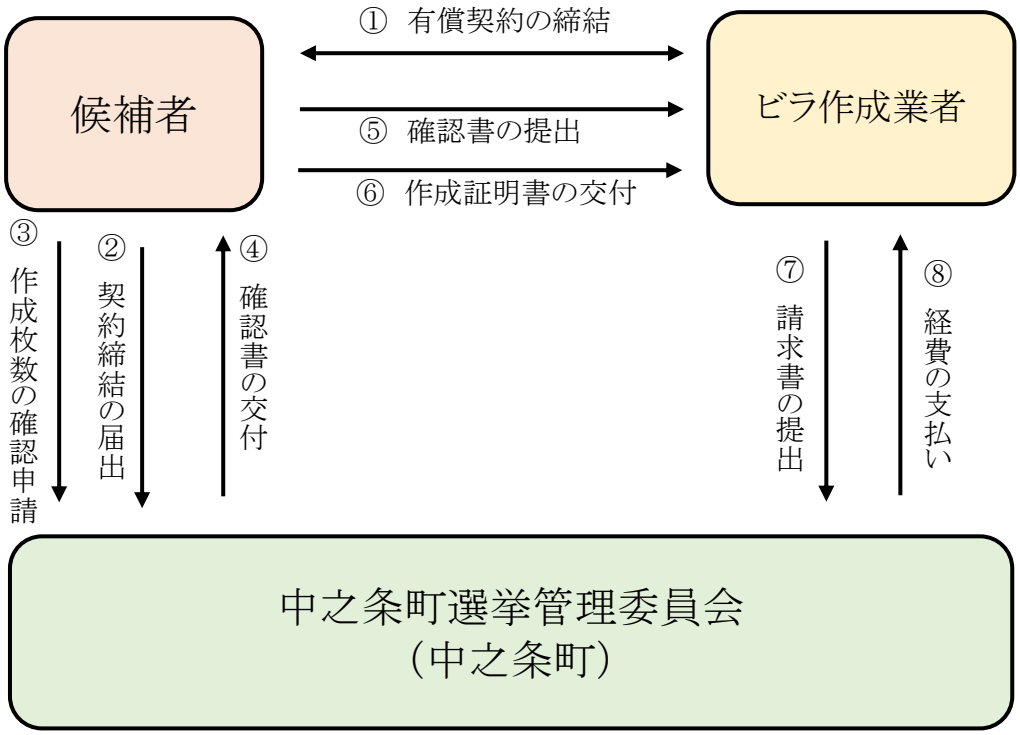
2　町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成の諸手続きについて

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ （立候補届出後）	選挙運動用ビラ作成契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】	
	選挙運動用ビラ見本	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第14号】	
	請求内訳書【様式第14号 別紙】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者とビラ作成業者）	・選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 （候補者→町選管）	・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 （町選管→候補者）	・選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	ビラ見本
⑤	確認書の提出 （候補者とビラ作成業者）		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 （候補者とビラ作成業者）	・選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 （ビラ作成業者→町長）	・請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第14号】 ・請求内訳書【様式第14号 別紙】	⑤の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 （町長→ビラ作成業者）		

（注意）

1　供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

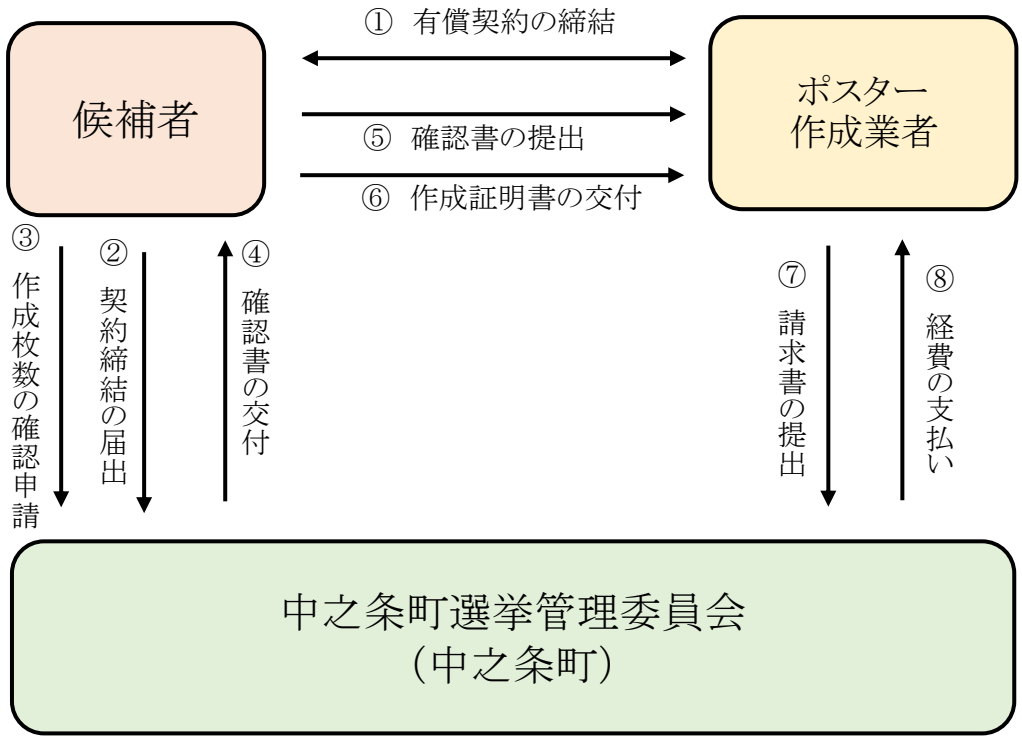
2　町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成の諸手続きについて

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	確認
あらかじめ （立候補届出後）	選挙運動用ポスター作成契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
	選挙運動用ポスター見本	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第15号】	
	請求内訳書【様式第15号 別紙】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	・選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 （候補者→町選管）	・選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 （候補者→町選管）	・選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 （町選管→候補者）	・選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第9号】	ポスター見本
⑤	確認書の提出 (候補者とポスター作成業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者とポスター作成業者)	・選挙運動用ビラ作成証明書【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町長)	・請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第15号】 ・請求内訳書【様式第15号 別紙】	⑤の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長→ポスター作成業者)		

（注意）

1　供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2　町長に対する上記の請求については、中之条町選挙管理委員会で受け付けます。